

## 品川区認可外保育施設保育料助成制度について

### 1 目的

品川区では、平成29年4月より、待機児童対策の一環として、認可保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）に入園できなかった児童が認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。

### 2 制度概要

#### (1) 対象施設

次の要件を満たす施設を利用していること。

- ① 認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他施設（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む。）
- ② 東京都から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設

※ 区外施設を区民が利用した場合も対象とする。

※ 区内対象施設 13施設（平成29年5月1日現在。施設総数 20施設）

#### (2) 利用要件

次の要件を満たしていること。

- ① 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- ② 区に認可保育所、地域型保育事業の入園申込みを行い、保育の必要性の認定を受けたが不承諾（利用不可）となっていること。
- ③ 認可外保育施設を基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で利用していること。
- ④ 認可外保育施設の基本保育料を支払っており、滞納していないこと。

#### (3) 助成月額（定額）

0歳児	50,000円
1歳児	45,000円
2～5歳児	40,000円

### 3 助成方法

- (1) 保護者からの申請に基づき、年4回、口座振替により助成を実施
- (2) 第1期分（平成29年4～6月分）は、8月中旬に振込予定